

沖縄県立那覇高等学校 部活動に係る活動方針

部活動基本方針

本方針は、沖縄県教育委員会「運動部活動等の在り方に関する方針」及び「文化部活動等の在り方に関する方針」に則り、以下の点を重視し、学校・地域・競技種目等に応じた多様な形で実施される事を目指す。

- (1) 校訓「和衷協同・積極進取」の下、先達の築いた伝統を礎に文武両道の実践に努める。
- (2) 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育み、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにする。
- (3) 生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図る。
- (4) 生涯にわたって学び、芸術文化等の活動に親しみ、多様な表現や鑑賞の活動を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努める。
- (5) 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組む。

1 適切な運営のために

- (1) 部顧問は、年間の活動計画(活動日、休養日及び参加予定大会日程等)並びに毎月の活動計画及び活動実績(活動日時・場所、休養日及び大会参加日等)を作成する。
- (2) 生徒や教師の数を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から、適正な数の運動部及び文化部を設置する。
- (3) 部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、適切な校務分掌となるよう留意し、適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。
- (4) 校長は各部の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のために

- (1) 校長、部顧問及び指導者は、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
 - ① 練習及び練習試合の実施については、生徒の安全確保を最優先する。
 - ② 生徒の安全を確保できない場合、活動の中止や計画の見直し等、適切に対応する。
 - ③ 夏季の活動では、熱中症等に注意し、注意報等が発せられた当該地域・時間帯における活動は原則行わない。
 - ④ 指導者は、生徒自らが意欲を持って取り組む姿勢となるよう、心理面を考慮した肯定的な指導、生徒の状況の細かい把握、適切なフォローを加えた指導等、生徒との信頼関係を前提とした指導を行う。
 - ⑤ 部活動は学校教育の一環として行われるものであり、肉体的、精神的な負荷や厳しい指導と、体罰等の許されない指導とをしっかりと区別して行う。
- (2) 部顧問及び指導者は、生徒のバランスの取れた健全な成長の確保の観点から休養を適切に取る必要があること、また、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解する。

- ① 生徒の能力向上や、生涯を通じてスポーツや芸術文化等の活動に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図る。
- ② 競技種目や芸術分野等の特性等を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。
- ③ 保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導する。

3 部活動の休日及び活動時間

- (1) 活動は原則として午後7時までとし、午後7時30分には完全下校とする。
- (2) 週の活動のうち、平日のいずれか1日は休養日とする。土日等については、2週に1日以上は休養日とする。
- (2) 長期休業中の休養日の設定も学期中に準ずる。
ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設けるよう努める。
- (3) 活動時間
平日：2時間程度
休業日等：4時間程度
できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- (4) その他
 - ① 定期考査1週間前は部活動休止日とする。
 - ② 定期考査前1週間又は定期考査後2週間以内に試合のある部は、生徒・保護者の同意のもと、顧問が申請し、校長が認めれば1時間以内の練習を許可する。

4 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

- (1) 学校は、学校の状況を鑑み、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことが出来る運動部及び文化部を設置するよう努める。
- (2) 学校は、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体や芸術文化関係団体等、各種団体等との連携、保護者の理解と協力等による、学校と地域が協働・融合した形での地域における活動環境の整備を進める。

5 学校単位で参加する大会等の見直し

- (1) 大会参加は生徒の体調面に配慮し、過度にならないよう考慮する
- (2) 県外遠征や合宿等を計画する場合は、参加許可申請書を校長まで1週間前までに提出する。
県外遠征は年間2回程度とし、合宿は年間3回程度とする
- (3) 大会への参加は、原則として、高体連、高文連、高野連、各協会・連盟の主催・共催する大会とする。

6 その他

部活動係を中心に部顧問会を適宜開催する。